

2020年9月3日

小田急不動産株式会社

〒151-0061  
東京都渋谷区初台 1-47-1  
小田急西新宿ビル  
[www.odakyu-fudosan.co.jp/](http://www.odakyu-fudosan.co.jp/)

## 小田急沿線における相続相談対応の体制を強化 「不動産相続の相談窓口」ネットワークへ加盟

小田急不動産株式会社（本社：東京都渋谷区 社長：金子 一郎）は、小田急沿線における相続対策等に関する相談窓口機能を強化するため、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社（本社：東京都品川区 社長：濱村 聖一）が全国の加盟会社とともに展開する「不動産相続の相談窓口」ネットワークに加盟しましたのでご報告します。

また、本ネットワークの拠点を本社営業センター（東京都渋谷区）・経堂店（東京都世田谷区<sup>1</sup>）・厚木店（神奈川県厚木市<sup>2</sup>）に設け、専門性の高い相続相談の分野に精通した営業スタッフを配置し、継続的な「相続勉強会」の開催等によりお客さまの不動産資産の維持・運用・継承のサポートを行ってまいります。

少子高齢化の進展に伴い、単身高齢者の増加や介護問題、空き家の増加等の住生活分野における問題が社会的課題となっており、解決に向けては、より専門性の高い知識が必要となるサポートが求められています。当社では、今後も社会的課題の解決に貢献するとともに、沿線エリア活性化の実現を目指してまいります。



<相続勉強会の様子>



<「不動産相続の相談窓口」ロゴマーク>

<sup>1</sup> 世田谷 小田急 住まいのプラザ内

<sup>2</sup> あつぎ 小田急 住まいのプラザ内

「不動産相続の相談窓口」に関する概要は下記のとおりです。

記

## 1 拠点について

- (1) 店舗概要 本社営業センター(京王新線初台駅 徒歩3分、小田急線参宮橋駅 徒歩10分)  
経堂店(小田急線経堂駅 徒歩2分 世田谷 小田急 住まいのプラザ内)  
厚木店(小田急線本厚木駅 徒歩5分 あつぎ 小田急 住まいのプラザ内)
- (2) 提供サービス 相続勉強会の開催、財産分析・診断サービス、遺言書作成サービス 等

## 2 相続勉強会について

当社では、6月から上記3店舗にて相続勉強会を全5回(各回約2時間30分)シリーズで開催しています。相続・贈与に関する基礎知識や、「争族」にならないための事前準備、不動産を活用した節税対策まで、最新の情報を網羅しながら当社営業スタッフがわかりやすく解説します。

参加者さまからは、「相続に対する知識の足掛かりとしてよい機会となった(50代、女性)」「講師が不動産のプロで実務経験が多く、話に説得力があった(60代、男性)」等、大変ご好評いただいております。



<相続勉強会の様子>

### 【開催日時】

	テーマ	日程		
		本社営業センター	経堂店	厚木店
STEP 1	相続の基礎を学ぶ	9/12(土)	9/10(木) 満席 10/8(木)	9/17(木)
STEP 2	贈与、遺言書を学ぶ	9/26(土)	9/24(木) 満席 10/22(木)	10/1(木)
STEP 3	相続税と不動産の 評価を学ぶ	10/10(土)	11/5(木) 満席 11/12(木)	11/6(金)
STEP 4	節税の対策方法を学ぶ	10/24(土)	11/19(木) 満席 11/26(木)	11/20(金)
STEP 5	制度を活用した 応用事例を学ぶ	未定	未定	未定

※時間はいずれも13:00~15:30

【講師】 営業企画グループ担当課長：伊藤 康代  
営業企画グループ担当課長：鈴江 博之  
本社営業センター担当課長：岡田 善幸  
厚木店長：喜多 秀一

【参加費】無料

【予約方法】お電話にて申込みください

- ・本社営業センター (0120-091-709)
- ・経堂店 (0120-709-098)
- ・厚木店 (0120-096-209)

※新型コロナウイルス感染防止対策については、お客さまと従業員の安全確保を最優先に、3密の解消を徹底して行います。お客さまにはマスク着用等のご協力をお願いいたします。

以上

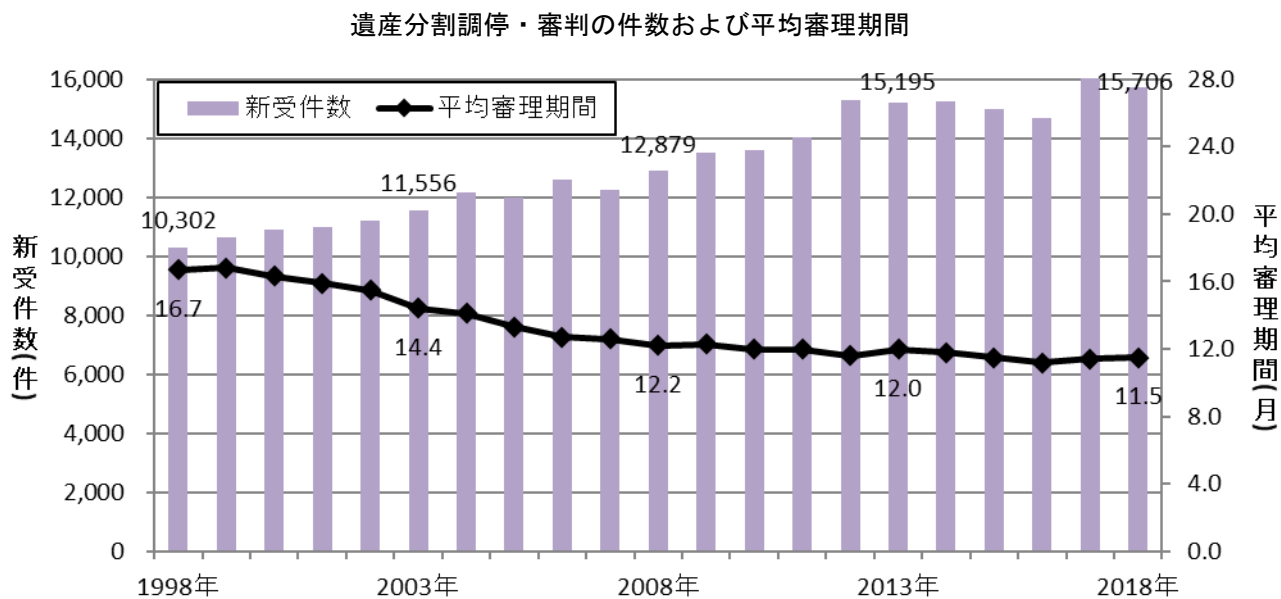
### 参考1 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社について

ハイアス・アンド・カンパニーは、2005年3月に設立され、「住宅・不動産の取得が個人の資産形成に直結する社会の実現」をミッションとして掲げ、全国各地の工務店、建設会社、不動産仲介・管理会社など、住生活全般に関わる事業者を支援しているコンサルティング会社です。



### 参考2 相続トラブルの現状

相続時のトラブルの増加傾向に伴い、遺産分割調停・審判の件数は年々増加傾向にあり、相続手続きが円滑に進んでいないことが推測されます。



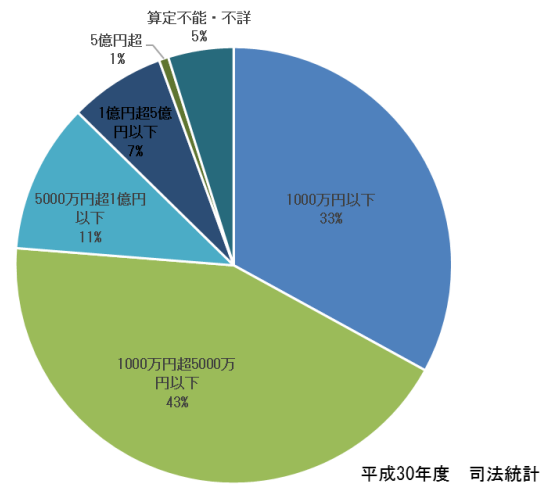
平成30年度 司法統計

相続財産で争われる遺産金額については、調停が成立した紛争の金額別割合では、5,000万円以下で争っているケースが76%も占めています。

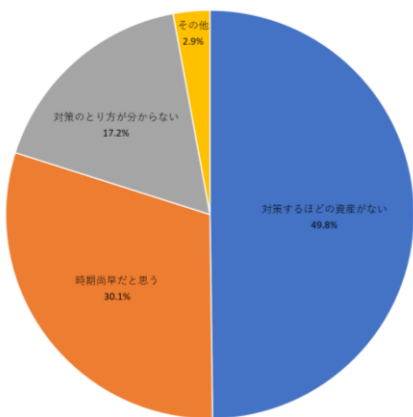
一方で、ハイアス・アンド・カンパニー(株)の調査によると、相続対策をしていない理由としては、「対策するほどの資産がない」という回答が49.8%を占めており、相続問題は多くの土地や資産を所有している場合に限定された問題と認識される傾向にあります。実際は、被相続人が首都圏に自宅を所有しているだけでも、分割トラブルに巻き込まれる可能性があります。

また、相続が発生した際の相談相手に関する調査では、「誰に相談したらよいかわからない」という回答が約半数を占めており、行っている相続対策の調査では、「何もしていない」という回答が84%に達する等、家族のコミュニケーションが希薄になり、適切な相談ができていないことが浮き彫りになっています。

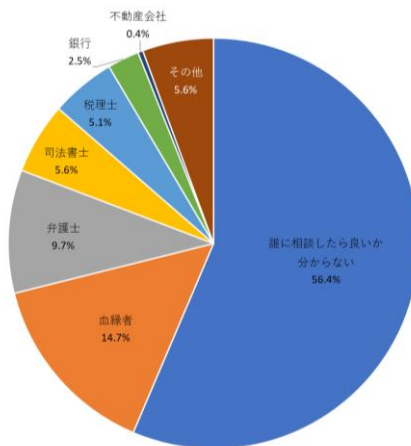
### 調停が成立した紛争の金額別割合



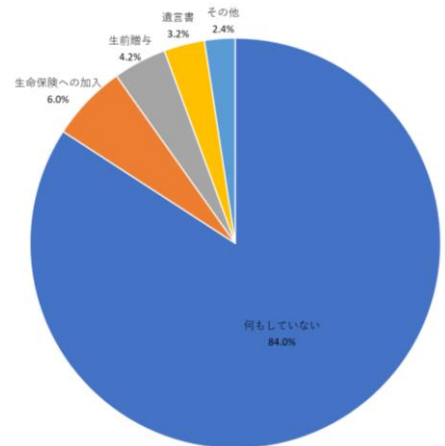
### 相続対策をしていない理由



### 相続時の相談相手



### 行っている相続対策



ハイアス・アンド・カンパニー調査結果  
n = 1 2 1 0

※このニュースリリースは、次のところにお届けしております。

- 国土交通記者会 ○国土交通省建設専門紙記者会
- 横浜経済記者クラブ ○小田急沿線の記者クラブ

このニュースリリースに関するお問い合わせは、

小田急不動産(株) 人事総務部 総務グループ(加納・小林・竹内)

TEL 03-3370-1132 Mail: [pr@odakyu-fudosan.co.jp](mailto:pr@odakyu-fudosan.co.jp) をお願いいたします。